



希望：変わること、変えること  
—希望についてのいくつかのテーゼ—

廣渡清吾  
2007年12月

本ディスカッション・ペーパーについて  
許可のない転載・引用等の利用はご遠慮下さい。

希望：変わること、変えること－希望についてのいくつかのテーゼ－

報告者：廣渡清吾氏

---

配布資料：

1. 「前進座らしく「俊寛」反権力・若者への希望を前面に」(2007/10/12 朝日新聞夕刊)
  2. ブロッホ『希望の原理』第 1 巻(山下肇他訳) 1982 年 「まえがき」より  
p.17、 22-23、 30-37
  3. 『マルクス主義法学講座』第 2 巻(1978 年)「第 5 節西ドイツにおけるマルクス主義法理論」より p.410-411、 416-419
  4. 『社会科学研究』第 58 巻 2 号(2006)「特集 法の変革－希望としての法原理を求めて序文」より p.1-4
  5. 『現代日本社会』第 6 巻(1992)「序論 いま、何が問題か」より p.1、 26-30
  6. 『法の生成と民法の体系』(2006)「市民社会論のルネサンスと市民法論」より p.251-255
  7. 日経新聞の書籍広告(『求めない』加島祥造) 2007-10-22 夕刊
  8. 『近代法の再定位』(2001)「ナチズムと近代・近代法－「近代法の再定位」に寄せて－」より p.63、 74-81
  9. ホッブス『リヴァイアサン』水田洋訳(岩波文庫)「第 16 章 人格、本人、および人格化されたものについて」より p.260-263
  10. 『学術の動向』(2005 年 12 月号)「安全で安心な世界と社会の構築－「安全」と「安心」をどうつなぐのか」より p.76-80
  11. 『法の科学』第 38 号(2007)「約束と希望としての日本国憲法」より p.4-6
  12. 雨宮処凛<sup>かりん</sup>『生きさせろ!』(2007)「あとがき」から p.280-282
- 

宇野：本日の報告は廣渡先生にお願いしました。タイトルは「希望：変わること、変えること－希望についてのいくつかのテーゼ－」です。よろしくお願い致します。

廣渡：廣渡です。希望学セミナーで話をする事になりました。ここで話をする事は、楽しみであり、希望でもありましたが、報告を作り始めるとなかなか難しいので、今日の報告は、四字熟語の三つの言葉で特徴付けられるかもしれません。最初に言っておきますが「終始一貫」「我田引水」「牽強付会」ということで、申し訳ありません。

1. はじめに－「希望」についてどのように考えればよいのか

レジュメの「はじめに」ですが、「希望」をどのように論じうるか、考えればよいのかということで、まず、最初に「日常にあふれている「希望」への仮託」についてお話しします。資料①をご覧ください。新聞では毎日のように「希望」という言葉をキーワードにした記事がいくつも目に付きます。1 枚だけ持ってきましたが、前進座で今度「俊寛」を新しい

解釈でやるという内容で、梅之助さんのインタビューが出ています。俊寛は最後に鬼界ヶ島に残されますが、その時に歌舞伎では笑わないけれど、今回の演出では笑うのだそうです。それは「自爆テロ的な自己犠牲ではないのです。最愛の妻を失った絶望を乗り越え、若い夫婦に希望を託す」ということの表現だと梅之助さんは言っています。自分は鬼界ヶ島に残されるのでもう希望がないけれども、都に帰る若い夫婦に希望を託すという話です。これは希望の主体は変わるけれど、希望は続くということですね。こういうのを読んでいると「ふーん」と思うことがあるわけです。「希望」をキーワードにした記事は、他にもいろいろありました。朝日新聞が希望社会の特集を始めて、12回に渡って議論することになりましたが、このように希望学のプロジェクトが現代社会のメインイシューになっているということは毎日の新聞でもひしひしと感じられます。

今日の話は、まず、希望学というプロジェクトが立ち上がる前に、自分がやってきたことの中で「希望」という言葉との接点がいくつか見出せるものがあるので、それを手がかりにしてみようと思います。それから希望学のプロジェクトが始まってセミナーをしたり、人類学者との対話もしました。その中で私が感じ考えたことを整理してみます。また、今回の報告を準備するに際して改めて考えたことがありますので、それもお話ししたいと思います。

## 2. 希望学以前の「希望」との接点。

### (1) 「希望の原理」(ブロッホ)

これは私のこれまでの研究所の活動の中からということですが、「希望」を語るについてもっとも権威のある書物はドイツの哲学者エルンスト・ブロッホ Ernst Bloch の「Das Prinzip Hoffnung」という本です(資料②)。日本でも翻訳書が出ています。ここにあるのは1巻だけですが、全部で3巻本です。私はこの本の1972年版を購入していましたが、買ってから30年以上まったく読むこともなく本棚に置かれていました。今度希望学をやることになって「そうだ!」と思ってこれを引っ張り出したのですが、何故これを購入したのかをよくよく考えてみたら1970年代にドイツのマルクス主義法理論の研究を手がけました。その際に、Wolf Paul という人の「法の批判としてのマルクス主義法理論 Marxistische Rechtstheorie als Kritik des Rechts」1974(資料③)という本を読みました。これは当時の西ドイツのマルクス主義法理論の中で、新しい業績としてもはやされていて、それを検討したのですが、このパウルはブロッホの『希望の原理』に依拠したマルクス主義的な法理論を展開しています。それで私はこの本を買っていたのです。

資料②と③をちょっと見てください。②はブロッホの『希望の原理』のまえがきから取っていますが、非常に魅力的な書き出しから始まっています。「私たちは誰なのか。どこから来たのか。」そしてそう捉えると自分たちはただ不安なばかりであるけれども、「その不安や恐怖を乗り越える為には「希望」を学ぶ事が重要である」、そういう書き出しから始まっています。マルクス主義の立場から、マルクス主義を当時の体制的社会主義におけるマルクス主義者たちが解釈するのは違う解釈をしたのがこのブロッホの『希望の原理』ですね。時間が無いので最後の所だけご紹介しましょう。ちょっと分かりにくいですが37ページ、「存在が〈どこから〉から理解されるとすれば、同じように傾向的でまだ完結して

いない〈どこへ〉としての〈どこから〉からのみ理解されるのである。意識を条件づける存在も、存在を処理する意識も、同様に結局はただ、どこから来てどこへ向かっているのかということからのみ、そのことにおいてのみ、理解される。本質とは既存性のことではなく、逆に、世界の本質はみずから最前線によこたわっているのである。」つまり我々が何者かということを理解するのは、事実としての今の我々の存在ではなくて、我々が将来にどういう希望を持って歩くのか、ということが我々が何者であるかを理解することだ、単純にいうとブロッホはそういうことをいったのだと思います。

このブロッホの作品は、1960年代終わりに、日本より激しくドイツでも学生運動が展開しましたが、その当時の学生のバイブルになったのです。私たちは誰なのか、現状を問うてそこから未来を目指したのです。当時のドイツの学生運動のリーダーにルーディ・ドゥツケ Rudi Dutschke という人がいましたが、彼はブロッホのことを「世界を転覆する哲学者」と呼んだということです。そういう本です。ですからブロッホも、それを受けたこのパウルというマルクス主義法学者もレジュメに書いたように「現実の批判のなかから未来の構想を選びとる」という立場をとったのです。つまり現実の批判とは、未来の構想をそこで選びとるという立場から社会の分析にアプローチするということです。ブロッホのテキストの(資料②)線を引いたところにそのようなことが書かれていますので参照してください。

ここから私は自分にとって「希望」とは何かを考え始めました。玄田さんの話やいろいろな人の話を聞きながらも、どうしてもここからは抜けられないという自分の考えの基礎になっています。今日の話の最後のパートは11の「希望についてのテーゼ」です。そのテーゼに至るまでの検討をいろいろしようということですが、検討の最後はレジュメを見ていただければわかりますが、雨宮処凛さんの「プレカリアート」です。この人はご承知のようにジャーナリストですが、自分もフリーターをやっている、様々な仕事をして、今はフリーターやひきこもりや、そういった青年の矛盾を分析して、そこから世の中に告発するという仕事をしている人です。ブロッホから雨宮処凛へ、というのが今日の報告の筋です。

## (2)「法の変革—希望としての法原理」

話を進めます。レジュメの二番目に書きましたのは、玄田さんから「希望学、一緒にやらない？」といわれたときに最初にぱっと浮かんだキーワードのことです。それは「希望としての法原理」という言葉です。何の前提もなくすぐに浮かびました。ブロッホの『希望の原理』というのがどこか頭の隅にあったからですが、そこで「希望としての法原理」というキーワードを使って『社会科学研究』の特集を組みました。それが資料④です。この時に「希望としての法原理」として何を考えたかということ非常に単純でして、世の中のあり方について新しい規範的なあり方を求める、その新しいあり方の表現が法原理です。権利であるとか、あるいは制度であるとか、新しいあり方を示すことによって今の社会を批判して次の社会の構想を描く、やっぱりブロッホ的なのです。それをこういう「希望としての法原理」という言葉に示しまして友人のみなさんに論文を書いていただきました。ここでのもうひとつの特徴は、その場合に個人に着目するという、個人に着目して法

のあり方、権利のあり方を考えて、そこに新しいあり方を示すというところに「希望としての法原理」というものの意味を求めました。それで4本の論文ができあがりしました。一番後の岡野八代さんの論文に希望学と希望の内容を理解するのに非常に示唆深い問題が出されていますので、それをちょっと見ましょう。

岡野さんはここで記憶の問題を出しています。「希望」というのは未来を語ることで、そして記憶は過去を語ることです。けれども、未来を語る場合に、記憶をどう語るかということと、結びつけて語らなければならない状況があることを岡野さんは指摘しています。岡野さんが具体的に念頭においているのは、従軍慰安婦の韓国の方々ですが、彼女たちがどう過去を語るかということが、彼女たちの未来にどのような希望を抱くかということと深くかかわっているという議論です。これは非常に重要だと思います。

岡野さんは、また過去と未来を繋ぐ希望の象徴として、「誕生」ということをあげていますが、人は誕生したということに思いを寄せることによって未来への希望についての力を持つことが出来る、と言っています。哲学者のハンナ・アレントがそういうことを論じています。ちょっといきなり飛びますけど、歌手の中島みゆきさんの歌に「誕生」というのがあるのはご承知でしょうか。「誕生」というキーワードに関連してアレントと中島みゆきを結びつけて論じた哲学者もいます。また、よくよく考えて見ますと「誕生」というのは、ドイツ語では「希望」と関係してしまっていて「Ich bin in der Hoffnung」「I am in the hope」というと「私は妊娠している」という意味です。恐らくアレントの哲学もそういうドイツ語の成り立ちと関係しているのかもしれませんがね。岡野さんは、そういう意味で、「希望」を語るときには、過去の「記憶」をどう語るかということと、未来の「希望」を語ることが結びつくという論点を提起されています。

### (3)「ユートピアのない時代」

それからもう一つの希望学以前の接点は「ユートピアのない時代」ということです。これも希望学セミナーの中で気がついたことですが、従来の社会科学研究所の研究プロジェクトは「社会・構造」**society** と **structure** を問題にしてきましたが、希望学はそうではなく「個人」、それから **structure** ではなく個人の思い、「表象」を問題にしています。私は希望学の位置づけについて、そういう見方から出発をしましたが、前回の希望学セミナーで仁田さんが「希望のないこと」との関わりでこの社会における「イマジネーション（想像力）の欠如」を問題にされました。これは希望学グループと人類学者との対話のなかでも問題になりましたが、それを議論している時にふと思いついて、イマジネーションというのはユートピアと同じ文脈で使われる言葉ですが、そういえば、社研のプロジェクト研究の中でユートピアという言葉を使って文章を書いたことがあるのに気が付きました。それが資料⑤です。1986年から92年に社研が行ったプロジェクト研究『現代日本社会』の第六巻を私は編集しました。第六巻は「問題の諸相」という巻ですが、その序論として「いま、何が問題か」ということを書きました。この序論の最後の節が「ユートピアのない時代」というタイトルです。90年の初めにソ連、東欧の社会主義体制が崩壊して、そのことによって資本主義のオルタナティブがなくなりました。もともと日本人にとって社会主義はオルタナティブであったということはなかっただろうと思いますが、しかし、人々

がものを考える上で、資本主義に対する制度的なオルタナティブがこの世からなくなった、ということは非常に大きな意味があったのではないか、ということをご所で論じていまして、従ってこういう時代のことを「ユートピアのない時代」と呼ぶことが出来るだろうというわけです。「ユートピアのない時代」はもはやユートピアを語るが出来ない、ユートピアを語ってはいけないという時代かもしれないとも言っています。

この「問題の諸相」の「序論」は、必要なのはユートピアではなく、様々な日本社会の問題に対して、手をこまねくことを許さずに立ち向かい、認識し、解決に向かう力であるということに終わっています。ですからここではユートピアを語らないということをご前提に議論をしています。ここでメンションすべきなのは、この「ユートピアのない時代」のタイトルについて、資料⑤の最後のページですが「本共同研究プロジェクトの事務局を担当した土田とも子助手のアイデアである」と書かれているところにして、この言葉は私が作ったのではなく土田さんが作って私が借用したということです。土田さんからあとで何かコメントがあるかもしれません。

こういうことではいいますと、社会科学研究所の従来の全所的プロジェクト研究と希望学の研究とは、遺伝子的連続性を持っているといえるのではないのでしょうか。従ってこういう連続性を尊重し、且つ新しいレベルで希望学が打ち出している方法論の深化をはかることが重要なのではないか、ということをご所で確認しておきたいと思ひます。以上が希望学以前の私自身のこれまでの活動のなかでの希望学との接点ということです。

### 3. 「希望学をめぐると論点」

#### (1) 希望の「主題化」の歴史的な文脈

レジュメの二番目、「希望学をめぐると論点」ということでは三つ挙げておきました。

最初の論点は希望が何故「主題化」されるのか。希望を論ずるということはどういふ歴史的な文脈、背景のもとにあると考えるべきなのか、という問題です。これについてはいくつかに整理ができますが、まず希望というものが主題化される歴史的な文脈として90年代の日本社会の文脈があります。ラクレの『希望学』をみますとここで強調されているひとつのポイントは、90年代の後半の日本社会の変貌の中に希望を主題化する条件が形成されたのではないかとのことです。宮崎哲弥さん、山田昌弘さんと玄田さんが対談をしていますが、そこでも述べられていますし、玄田さん自身は『ジョブ・クリエーション』の中で「転換点」としての97年とおっしゃっています。このように日本社会の文脈で希望の主題化を考えるという考え方がひとつあると思ひます。

これに関連して記憶に残っていることがあります。本部で仕事をしていた時に大学の広報も担当していましたが、東大広報誌の『淡青』に堺屋太一さんが佐々木総長と対談をしたことがあります。その時の話ですが、堺屋さんは2年か3年間駒場で客員教授として学生を教えたそうで、「どうでしたか？」とうかがったら2つ感じるがあったそうです。それは今の学生は、未来という時代を今よりよくなると思っていない、ということをご強く感じたということが一つ、もう一つは今の学生は大学と社会の間の垣根が低い、ということでは2番目はちょっと解釈が難しいものでした。堺屋さんは、未来という時代は、少なくとも夢のある、希望のある、何か可能性が展開する時代と普通はいうものだが、この1980

年代に生まれた学生たちにとっては、そうではないということに私は非常に深い印象を受けた、ということを行いました。このように、日本社会の変化の中で希望が主題化されているということは、ひとつの重要な論点であろうと思います。

もう一つは人類学者の宮崎広和さんがおっしゃっていることです。アメリカの哲学や思想界の中で出てきている状況として指摘されていますが、これは先ほどの「ユートピアのない時代」とも関連しますが、資本主義へのオルタナティブの現実的な存在がなくなった、そこで意識の中でオルタナティブを探す、という社会科学におけるモチベーションが希望の問題を主題化しているのではないだろうか、さらにそれに加えてネオリベラル、新自由主義的な経済政策の展開が社会の中に格差や不平等をもたらしていて、そこからそれを突破するために何か問題をたてるという形で希望の問題が出てきているのではないだろうか、というわけですね。

デイヴィット・ハーベイ David Harvey という人の文章が彼の「方法としての希望」(The Methode of Hope, Anthropology, Philpsophy and Fijian Knowledge, 2004) の中に引用されていますが、ちょっと読んでみますと「オルタナティブを構想する知性のオプティミズムが役に立たないことが明らかになった今、そのことは進歩の政治学に対する最も深刻な障害になっている。我々の歴史のこの瞬間において我々がこれまで長い間閉ざしてきたままにしていた思考の方法 The Way of Thinking を切り開く為に知性のオプティミズムを訓練して何か大きな重要なことを成し遂げなければならない。」つまり今までの The Way of Thinking ではないやり方で、このオルタナティブを構想することができなくなった現代の状況に、知性のオプティミズムが対応しなくてはならないということをいっています。私流にいつてしまえば要するに、社会主義というオルタナティブがなくなってしまった、その段階で資本主義というのはどうやって批判的に分析するのか、今までとは違ったやりかたで考える必要がある、そこから希望というキーワードでものを考えようという思考が生まれているのではないか、というのが宮崎さんの「みたて」というか、診断のように思います。

これはしかし、一般化するとアメリカの社会科学の話だけではなく、多分世界的にそういう意識は広がっているのではないだろうか、そういうふうに思われます。それがレジュメの③「希望の主題化と市民社会論のルネッサンス」の話です。

これは資料⑥をご覧くださいと思いますが、「市民社会論のルネッサンスと市民法論」という論文を 2006 年に私は書いたのですが(資料⑥『法の生成と民法の体系』2006)、ここでは市民社会論 civil society をめぐる社会科学の議論が世界的に広がっていること、これは先進諸国のみならずアジアにおいてもそうである、それは何故かということについて述べています。オーソドックスなマルクス主義者であるエレン・ウッド Ellen Meiksins Wood さんは、イギリスの人ですが、これは正統マルクス主義者が陣地を後退させたのではないかと、つまりもう社会主義の展望がなくなったので市民社会論のところまで陣地を後退させて、そこから資本主義批判をやろうとしているのではないかと疑っています。つまり、市民社会論は、そういう意味では資本主義批判ではなくして資本主義を肯定してしまう、資本主義のアリバイづくりになる危険性を持っているという批判をしているわけですが、

いずれにしても市民社会論は、世界の社会科学の中で、いわば社会科学のありようの新しい希望を担っているもののように私は思います。

市民社会が希望であったというのは、実は日本の戦後の歴史を辿ると、日本の戦後社会論にそういう議論がみられました。日本に市民社会をどう作るかということの一つの課題にしてきた、そういう社会科学のあり方がありましたし、今でもあります。その例をここでは戒能通孝さん、法律学者で戦前から 1970 年代まで活躍した人ですが、その人の例をこの論文は挙げています。戒能さんは、市民というのは市民革命をして市民社会を作り出した者たちであり、その後ブルジョア化した市民たちに替わる者が、現代の市民としてのプロレタリアートである、労働者階級であると考えた人です。しかし、この 1990 年代から 21 世紀にかけての現代に、プロレタリアートが社会変革の希望を担う主体であるとは誰も論を立てることができないので、その論の立て方としては市民に主体を求めることになる。従っていまや市民社会や市民というのは、社会が変わるということに向けての希望を託するカテゴリーになっているのではないのでしょうか。それが、それだけではありませんが、世界的に市民社会論が展開している重要な理由のひとつだと思います。

市民社会論を新しく論じている代表的な哲学者は、ドイツのユルゲン・ハーバーマス Juergen Habermas とか、あるいは歴史学者のユルゲン・コッカ Juergen Kocka というような人々ですが、彼らの議論の仕方はこの社会のシステムを根本的に取り替えるということ自体にターゲットを設定するのではなくて、ひとりひとりの市民、ひとりひとりのアクターに目を向けて、この人々が連帯して、持続的に批判的にこの社会のあり方に向けて活動すること、それが重要なのだという議論を立てています。このような市民のあり方をもったものを市民社会論と呼んでいるわけですが、まさにここにはオルタナティブがなくなった以降の時代における、新しい社会科学的な何物かの模索が行われていると理解できるのではないのでしょうか。

もう一つの論点として、「希望の主題化と並行する「リスク」の主題化」とレジュメに書きましたが、希望を論ずる背景になった文脈は何かということの中で市民社会論もそうだ、ということは今述べましたが、もう一つ、リスクという問題も同時代的に議論されていると思います。ちょうど今、岩波書店から『リスク学入門』というシリーズが出始めました。全 5 巻の刊行予定ですが、その第 1 巻が出たところです。第 1 巻は『リスク学とは何か』(2007 年)で、希望学の本を出す時に、この岩波の本は出し方として参考になるかもしれない。非常に市民向けに易しく書かれていて、「リスク学」という学問が今から作ろうという学問なので、それほど専門的な議論をしているわけではないように見えます。

巻頭にこの全 5 巻を編集する経済学者の橘木俊詔さん、法律学者の長谷部恭男さん、社会学者の今田高俊さん、それから自然系の環境学者の益永茂樹さん、この 4 人の方の座談会が 40 ページくらいに渡って載っています。それを見ると、今田さんがまとめているところですが次のようなことが目に付きます。「いまや国民は、自由や快適さを侵されることに対する不安意識から、安全、安心に敏感になっているといえます。要するに人々の関心は、成長、発展から安全、安心へと緩やかに移行しリスクに敏感になってきています。」つまりこれが、「リスク」が主題化される非常に一般的な社会的な背景というわけです。

統計上の指標としては次の指標を引いていまして、内閣府が国民の意識に関する世論調査をパネル的にやっていますが、「不安を感じているか、感じていないか」という質問項目があります。1958年からバブル期までは、ほぼ5対4、感じているが5、感じていないが4の割合であったのが、95年から明確に感じているという割合が増加し、2005年には7対3になったそうです。5対4と7対3はかなり大きな開きでしょう。ですから国民の中で、不安を感じている、という割合が非常に大きくなっているというわけです。さきほどは日本社会の文脈で97年とか98年を一つの転換期だとする議論を見ました。玄田さんの見立てでも90年代が非常に大きなショックを受けて日本の戦後の経済の中ではある種の段階を画した時代になっています、その中でもとりわけ97年とこういいますが。やはり90年代の日本社会の中で何かの変化が起こっていると言うことは、この不安とリスクの問題から見てもうなずけるところですね。

但しこれはあとで整理しますけれども、希望が主題化される場合に、我々が想定する主体と、不安が主題化されるときに想定される主体は、ずれているかもしれません。今田さんの整理だと、持てる者が自分の持っている物を失うという不安、というように表現しています。つまりそれは日本社会全体として、日本社会全体が豊かになり、それを前提にそれが失われるのではないかという不安だ、と今田さんはいっていますから、希望学で考えている希望の担い手のイメージとちょっとずれるかもしれません。いずれにしても日本社会全体としては、何か大きな変化がそこで起こっているのではないかということですね。これが、希望が主題化される歴史的な文脈についての整理です。ひとつは日本社会論、ひとつは世界の中におけるこの市民社会論が論じられているような世界的な文脈、そして第3番目にこれは日本社会論にもなりますがリスクと希望を関連づける文脈です。

## (2) 「フィクション」(as if, als ob)としての希望、「みたて」としての希望

それからもう一つの論点は「フィクション」(as if, als ob)としての希望、「みたて」としての希望という議論です。これは人類学者の春日さんや宮崎さんとの議論の中で非常に重要なポイントとして浮かび上がってきました。

私は人類学における「フィクション」は人類学的方法として非常に有用なものであると認めますが、今日私が整理する希望の定義からすると、人類学者がいうところの「フィクション」としての希望とか、「みたて」としての希望というのは、私が今日定義しようとする希望とは違うといわなければならない、と思ってこの論点を出しています。人類学者のいう希望はレジメに整理しているようなもの、つまり「仮装された空間」によって、本来時間的軸において、未来において生起すべき希望の実現を感得する、感じる、幸福感を持つということです。あるいは、現実ではなく、「内心」つまり人々の心のうちを変化、加工させることによって、未来において生じるべき、生起すべき希望の実現を感得する、つまり仮装された空間を設定したり、心のありようを変えることによって幸福感をもたらす、それが人類学のいうところの「フィクション」としての希望、「みたて」としての希望ではないか、ということです。このように整理をしますと、私の考える希望とは違うことになります。

それで資料⑦(日経新聞の書籍広告(『求めない』加島祥造)2007-10-22夕刊)がわか

りやすいのですが、(私はこの本を読んでいませんが)、「信州伊那谷の老子」のことばが現代人の心を癒しています！」という広告です。加島祥造さんの『求めない』、これは求めないというのは希望すると反対のことですね、ここでいわれているのは、人々は求めないことによって幸せになるという議論です。「求めない—すると、何かが変わる。—すると心が広くなる、—すると恐怖心が消えてゆく、—するとひととの調和が起こる」と広告は言っています。ブロッホは恐れから、恐れをなくすために希望を語る、希望を学べといいました。ここでは逆のことがいわれているわけですね。『求めない』、これは一種の宗教ですね、人類学的な「みだて」、「フィクション」としての希望は、これとつながるようなものとして語られていくのではないかと、そういう位置づけが可能なのではないかと思えます。

しかし、「フィクション」が希望として語りうる場合があります、来栖三郎『法とフィクション』1999年、の話です。ここで資料⑧と⑨をご覧ください。資料⑧は『近代法の再定位』2001年という本の中で私が書きました「ナチズムと近代・近代法—「近代法の再定位」に寄せて—」という論文ですが、この中でもうお亡くなりになりました来栖三郎先生という民法学の大先生がお書きになった『法とフィクション』(東大出版会1999年)—これは遺作です、遺された論文をお弟子さんがまとめたものです—と、カール・シュミット Carl Schmitt, *Gesetz und Urteil*, 1912『法律と判決』という本、この二つを素材にして「フィクション」のことを論じています。来栖先生は「フィクション」というのは事実ではない、人々が自由であり、平等であるというのは事実ではないけれども、しかし虚偽ではない、嘘ではないと言います。事実でもなく虚偽でもなく、人々が望ましいと思うその状態を仮定しているのであるというわけです。事実でもなく虚偽でもなく、望ましいと思う状態を仮定することによって、真実を人々に示すものが「フィクション」である、というのが来栖先生のいい方で、ちょっとレトリカルなわけです。我々は自由である、人間は自由であるというのは、事実ではない、しかし虚偽ではなく、それは望ましいあるべき姿なのだ、といういい方なのですね。来栖先生は「フィクション」というものをそのような理解をしていて、実は近代社会というのはそのような「フィクション」によって成り立っているということをいいました。そのような「フィクション」は非常に重要な「フィクション」である、フランス革命が宣言した近代の社会のあり方、人間のあり方というのはいってしまえば「フィクション」であり、フェミニストはそれを虚偽としての「フィクション」だと批判しています。女性が自由だ、平等だというのは虚偽だというわけです。それは確かに事実ではないが望まれた状態であって、それは我々にとって目指すべき真実だと、来栖先生は、そう答えるわけです。私はこのような位置づけでの「フィクション」は希望になりうる「フィクション」であると考えています。

もともと法的な社会というのは「フィクション」である、ということをついでに申し上げておきたいので資料⑨(ホブズ『リヴァイアサン』水田洋訳 岩波文庫)を用意しました。ちょうどいいのがあったので引いておいたのですが、法の世界は最初に法的人格から始まります。日本の民法だとはわかりにくいのですが、ドイツの民法の第1条は、人間 *Mensch* というのは、権利能力を獲得することによって *Person* になると規定の上で表現しています。ですからこの生身の人間 (*Mensch*) と、法の世界における人

格(Person)というのは、概念上の次元の違うものということになります。その法の世界における人格というのは、「フィクション」だと位置づけられます。このホブズの『リヴァイヤサン』の「第16章 人格、本人、および人格化されたものについて」という章はそのことを明確に述べています。

ラテン語のペルソナ Persona というのは仮面であって、人々は法の世界に仮面をかぶって出てくるのである、「フィクション」だというわけです。それで自由であり平等であるという「フィクション」をたてるのが法の世界だということです。ですから元々法の世界は「フィクション」ですけれども、来栖先生がおっしゃったような「フィクション」として、例えば、国家は人々の社会契約によって設立されるとか、人々は自由な意思の持ち主であるとか、そういったものは事実ではないが虚偽でもなく望ましい状態としての真実である、という理解の仕方をするならば、「フィクション」は希望になりえます。この論理を使うと先ほど述べた市民社会論、市民社会も一つの「フィクション」として整理できるのではないかと思います。

### (3) リスク論と希望

さて、今日の報告で、これまでのセミナーで議論しなかった新しく付け加える論点は、リスク論と希望ということです。これを最後に述べることにします。リスクと希望がどのように同じか、違うかということで、そのリスクと希望を結びつけて考えることになったきっかけは、ある環境社会学者の論文を読んだ時です。気候変動 climate change について今いろいろなことが議論されていて、地球温暖化の問題は地球と人類の将来に係わる重要な問題ですが、そのことを議論しているある社会学者が、リスクとは「破滅や災難が実際に起こることではなく、そういう事態が起こるかもしれないという予期」を意味している「“no – longer – but – not – yet” の存在、不安定な宙づりの心的状態がリスクの本質」であるということをいっています。これを読んだ時にはっと気がつきました。”not – yet”にひっかかったんですが、希望というのは未来について望ましい、起こりうべき状態についての表象、人間の考え、意思ですね、リスクというのは未来について望ましくない避けるべき事態についての表象です。ですから希望とリスクはともに未来に向かった人間の表象ですが、ネガティブかポジティブかにおいて異なる、そういう意味ではリスクと希望というものを現代日本社会の文脈の中で同様に論ずることが重要だということに気がつきました。

この環境社会学者は、ドイツのウルリッヒ・ベック (Ulrich Beck) という社会学者の理論を踏まえてこの議論をしています。ベックのリスク社会論は有名な議論ですが、(ここでは詳しくは説明しませんけれど)、ベックは「リスク社会」という新しい社会が 1980 年代後半以降登場しているといいます。ベックは、近代を二つに分けて、人間の活動による発展というものが、全てポジティブに評価することができたような時代、これを「産業社会」とよび、人間の行為、人間が発展を目指してやってきたいろいろな活動がそれに伴って人間存在にリスクを、危険をもたらすようになってしまった、そういう時代のことを「リスク社会」と呼んでいます。従って、そのリスク社会に立ち至った我々は別の近代化を目指さなくてはならないと言います。別の近代化というのは「反省的近代化、reflexive な近

代化」といっていますが、自分たちのあり方を再検討しながら進んでいくことが必要だという議論です。リスクというのは、先ほどいったように希望とある相似的な、その存在の論理的な関係を考えると、希望と親近的な関係にあるものであり、社会論的にみても先ほど紹介した今田さんが整理したような形で、日本社会の問題を考える上で、ともに論じなければならない問題になっているのではないのでしょうか。

### 3. 「変わること、変えること」として希望を捉える

そしてレジュメの大きな3番目ですが、今日、私は希望というものを「変わること、変えること」というイメージで定義をすることにしたいと思います。その定義を最後に「希望に関する11のテーゼ」にまとめてみましたが、希望を定義することに関しては方法論的に問題があります。つまり先ほど紹介した宮崎広和さんは、「主題化しかつ非主題化する」ということをいってしまして、ここは難しいのですが、玄田さんはそれを肉体的に、実存的に表現している人だとか宮崎さんに論評されていましたが、つまり、マッチポンプですね、盛り上げたり下げたりすることなのかもしれません。しかし、ここではとりあえず、定義するというのを、考察を深めるための一つのプロセスとしてやってみたいということです。

ここで「変わること、変えること」というときに、そのターゲットは、先ほどもいいましたように心ではなく、現実です。現実が変わる、現実を変える、ということにオリエンテートしたものが希望であって、そこは踏まえるということですね。その場合には自分を変える、自分の心ではなくて自分を変えることも現実を変えることになる、自分の能力を磨く、自分の考えを変えることによって自分の毎日の行動パターンが変わる、そういうことも現実を変えることになるのです。自分を変えることも現実を変えることの中に入る、というのは重要なことだと思います。

そこで二つの例ですが資料⑩、最近（希望学以降）私が書いた文章ですが「約束と希望としての日本国憲法」（『法の科学』第38号2007）、後でご覧いただければ大変ありがたいと思います。ここでなぜ日本国憲法は希望かということですが、実定の法律が希望ということはありえないですね、今作られていて、今適用されている法律が希望だということはありません。しかし、日本国憲法の第9条は、実定法として存在していますが、現実化していない、憲法第9条の通りに日本社会の現実はないからです。いいかえれば、この規範は、現実を変化させる根拠になる規範です。ですから、憲法第9条という規範を守るということは、実は現実を変えることと同じだという意味で、日本国憲法は希望である、という定義ができるのではないかと、というのがここでの論点です。

最後に雨宮処凛さんです。この方の『生きさせろ！』（2007）という本、これは宇野さんが前のセミナーで紹介されました。先ほどいいましたように雨宮さんというのは、フリーター問題の追及にがんばっている女性です。石原慎太郎とも対談したりしていますが、その時の矛先は残念ながらあまり鋭くありませんでした。この本の「あとがき」のところ、資料に線を引いていますが、「状況はあまりにも絶望的だ。」「もう革命しかない」「一揆を起こそう！」という声が上がりはじめている」「取材を通して私は多くの同士と出会った。志しを同じくする人との出会いほど嬉しいものはない。」というように状況を見ています。し

かしこれだけたくさん同士がいても「世の中はどうも私が思っているのとは逆方向へ進んでいる。だから、決めた。」「私はこの社会が変わるまで取材」する。

処凜さんはこの悪い社会を「変える」とはいわないのです、「この社会が変わるまで」、というのです。これに比べて、少なくともエルンスト・ブロッホの1972年の本と世代をともにした学生たちは、「この社会が変わるまで」なんていわない、「この社会を変える」といったのです。ここには処凜さんたちの世代の、何といいましょうか、この世代の持っているフラストレーションのあり方というのか、それが示されているように思います。それが、「世の中が変わるまで」、というこのいい方に尽くされています。そしてもう一つ、この後に「プレカリアート」という処凜さんがもっと率直にその主張を書いた本があります。「プレカリアート」というのは、ご承知の方もあるかもしれませんが、プレカリオというイタリア語の不安定なという意味と、プロレタリアートを結びつけて、不安定な雇用労働状況における非正規雇用者、失業者を総称する言葉で、それを「プレカリアート」と処凜さんは呼んでいます。これはイタリアから出てきた言葉のようですが、この最新の著作でもその末尾で「この国に望むこと」と書いてあります。この控え目な響きも「この社会が変わるまで」といういい方と共通していると思います。でも、「変わること」というのは、まず重要なことで、そしてそれは主体的に受けとめれば「変えること」になるのではないのでしょうか。希望が「変わること」を求める、そして自らその希望を実現しようとする、その時にそれは「変えること」になるのではないだろうか、というわけです。もし、「変えること」になれば、それはブロッホとつながるといのが今日の話の「落ち」です。

#### 4. 希望に関するテーゼ

最後に「希望に関するテーゼ」を11書いてきましたのでそれを読ませていただいて報告を終わります。今述べてきたことと、希望学セミナーでいろいろなことを議論してその都度感じたことがあって、それを大体盛り込んでいます。このテーゼというのは私の頭からだけ出てきたものではなくて、希望学を論ずるこれまでのいろいろな方のメッセージとか、アイデアなどを取り入れて、テーゼふうにとまとめてみたというものです。「変わること、変えること」というイメージを中心に希望を語ってみました。(以下、「」はテーゼの本体で、地の文はコメントです)

(1)「希望は、未来の変化について望ましいものとして意欲された主観的表象である。」表象については広辞苑の説明を書いております。(註：表象 (Vorstellung、哲学用語)：近くに基づいて意識に現れる外的対象の像。対象が厳然している場合 (知覚表象)、記憶によって再生される場合 (記憶表象)、創造による場合 (創造表象)がある。感覚的、具体的な点で概念や理念と区別される (『広辞苑』。))つまり、それについての思いという意味です。「それは将来に起こりうる事態についての事実分析による『予測』とは異なる。また、破滅や災難という未来に生じうる望ましくない変化は、『リスク』と呼ばれる。リスクについての表象は不安をもたらす。希望とリスクは、ともに未来にかかわるものとして共通性を持つが、その未来が望ましいものとして表象されているか、望ましくないものとして表象されているかにおいて異なる。」

(2)「希望を担うものは、『個人』であるが、また希望は集団的にも担われる。『地域』、『社会』、『世界』、『人類』というように。集団が担う希望は、個人によって共同性が合わせて希望されるという形において、あるいは、共同の表象として相互にみなされるという関係において、あるいは明示的なリーダーシップやイニシアチブの下に、成立し、現れ、見られる。」

(3)「希望は、時間的軸の中での『可能性』である。それゆえ、この可能性には、様々な類型がありうる(希望の類型論)。」この希望の類型論はラクレの中で玄田さんが希望の類型について論じなければならないといっています。「類型を分ける基準は、可能性のリアリティ、実現に向けての主体の関わり方(意思と行動、計画など)、実現を見通す時間的な幅等である。具体的にはたとえば、「祈り」は、希望の類型のもっとも端に位置し、宗教の領域と接する。宗教的祈りはもっぱら内面の救いに向けられ、静止的であるが、しかし、祈りはまた、絶対的存在への帰依なしに(宗教的にではなく)、外的変化を望むものとしても存在しうる。」世界の平和への祈りが広島から発せられるという場合の祈りは宗教的祈りではないと思います。「他方、「欲望」は、希望の類型の他の端に位置する。これは、表象として観念化されることが少なく、リアリティが強く、時間幅が短い。」彼女をものにしたという欲望は希望かもしれませんが、もっと生々しいものです。希望と欲望との関係はアメリカでも論じられているそうです。これは宮崎さんが紹介しています。「実現への主体的かかわりは、働きかける行動だけではなく、「待つ」waitという姿勢も含む。これらの希望の類型の中に人間の意識と行動を未来に対して関連づける様々なあり方が示される。期待、政策、目的、目標、戦略、構想、イマジネーション、夢、ファンタジー、ユートピア……。」

(4)「希望は、未来についての表象であるが『現在に属する』ものである。それゆえ、希望は、未来を現在につなぐものである。」つまり希望は未来について人間がものを思うことですが、それは現在に属する、これは重要だと思います。ですから現在の分析の中に希望というものを位置づけなくてはいけない、というのはそういう意味です。「時間軸において、これに対応するのは、『記憶』である。記憶は、過去の起こったことへの表象であり、これも『現在に属する』ものである。それゆえ、記憶は、過去を現在につなぐものである。希望と記憶は、ともに現在に属するものであり、人間の表象の中で関係しあい、記憶の仕方、記憶のあり方は、希望の仕方、希望のあり方を条件づける。記憶は、それを肯定する形で、つまりそれをよしとする形で、(フィージーの老婆のはなし。未来は死が待つだけであって、くりかえし過去は語られるが、その過去が未来に投影されているという形。)あるいは過去をネガティブに語る形で(従軍慰安婦の表白)、こういう形で希望に係りうる。」

(5)「希望は、人間の意識や行動を未来に関連づける意思的なあるいは意識的なルートであり、それを表象するためには一定のエネルギー・力を必要とする。希望が人々に力を与えるのは、トートロジーのようであるが、希望を表象するために力があるからである(「自分の状態を受け入れる決断が、次のステップ、希望への出発点だ」佐藤香さんの言葉です)。希望のための力は、主体の有する未来の時間の長さには関係しない。」老人でも希望を持つ、というのはこのことですね、かなり議論があったのでここに入れてみました。「希望のための力は希望のありようと係わるのであって、その主体の持つ未来の時間の長さ」と

は関係がない。家族、友人、交友関係は希望のための力を与えうる。しかしまた、これらの親密な関係は、将来の不安、リスクをも条件付けるものである。」家族や交友に関するリスクや不安が少子化を生んでいるとの社会学者の指摘があるのでこういうことも入れておきました。

(6)「希望は、『幸福』と異なる。希望が未来に対しての表象であるのに対して幸福は現在についての表象であり、希望が変化を求めるものであるのに対して、幸福は持続を求めるものである。現在の幸福は希望のための要件ではない。他方で、未来についての表象である希望は、それをもつことによって、つまり未来にあることが生じうると考えることによって、人々を幸福にしうる。この希望と幸福の関係に対応するのが、リスクと不安の関係である。未来にある危険が生じうる、リスクがあると考えることによって、人々は不安になりうる。安心は、リスクがないこと、つまり、未来に危険が生じないという未来に関した心的な状態である。希望と安心は、このように、人々の未来に関連して、人々の現在の心的状態を幸福にする要件である。」したがって、福田内閣は希望と安心をスローガンにしたということでしょう。「希望はまた、『希望に賭ける』という形で、リスクと直接に関連しうる。」

(7)「希望は、個人のレベルにおいてみれば、個人にとって自己を未来に関連づける役割をもち、その生存と発展の要求に根ざす根源的要素である。」希望は人間から奪うことが出来ない、それは根源的な要素である。たとえば、ウィキペディアのドイツ語版で希望の項目を見ますと、ドイツ語でもっとも有名な希望に関する格言がでてきます。それは、**Die Hoffnung stirbt zuletzt (The Hope dies last)** 希望は最後に死ぬ、つまりこれは人間は最後まで希望を失わないということを、こういう表現でいっているわけですが、そういう意味では根元的な要素であると昔から人々は希望について語っているのです。「個人の希望は、個人が『社会関係の総和』であるように、社会的に規定されつつ、生成するものである。希望を実現することへの主体的関わりは、希望の種類のあり方によって異なる。希望の実現が主体的に目指されるときには、個人の環境・条件と社会の環境・条件の双方がそれに係わる。」

(8)「希望は社会のレベルにおいてみれば、未来の社会についての共同表象としての社会の現在を未来に関連づける役割をもち、社会の変化・変革を可能にする根元的要素である。」つまり人々が未来について共同に何かイメージを持つということは重要な問題だということですね。「社会の未来についての共同表象は、共同性そのものが個人によって希望されるか、各個人が相互にみなすものとして成立するか、あるいは、社会のなかの明確なリーダーシップによって表明され、支持されて、成立する。リーダーシップによる共同表象の成立は、政治的変革プログラムという形をとることがある。」

(9)「社会の希望の共同表象が政治的変革プログラムの形をとったもっとも典型的な歴史的具體例は、社会主義革命とその後の社会主義社会の建設である。現存社会主義体制の瓦解は、政治的文脈における希望の共同表象が人々にとってもつ意味を、決定的に滅殺させた。多くの場合、希望の共同表象としての政治的変革プログラムは、個人の希望の実現条件として位置づけられていたからである。」一人は全体の為に、全体は一人の為に、社

会と個人の希望は相互に関係しあうものとして、社会主義においては論じられていた、と思います。従ってそういう体制の瓦解は「そこから、あらためて、希望の分脈において、個人と社会がどのような関係にたつのか、個人の希望が、個人にとって、社会において、また、社会に対してどのような意味をもつのかが問い直されている。」社会全体の希望の表象である、たとえばユートピアがなくなったときには、ひとりひとりの人間が持っている希望というものが、あらためてどんな意味を持つのか、見直されることになったということです。

(10)「希望は、それが実現するとしても、人々を真に幸福な状態に導くことをあらかじめ約束するものではない。希望は、ある場合には、希望の前提であったものさえ失うリスクを伴いうる。個人の希望の結末は、それが幸福であるか、不幸であるかを問わず、個人に帰責する。社会の希望の共同表象は、個人のコミットメントの如何に拘わらず、個人を災厄にまきこむことがある。社会的に提示される希望は、社会的ディスコースの対象として、評価され、選択されるものである。それゆえ、ここでの希望は、選択の自由ともなうリスクを含んでいる。」「愛うすきワイマル共和国から『希望の第三帝国』へ」と書き込みましたが、私の研究したある民法学者はワイマルの末期に学生に講演でこのようにアピールしました。ヒットラーの『希望の第三帝国』へ、と言ったわけですが、そしてそれをドイツの国民は選びましたが、その希望の先には何が待っていたか、ということになりますね。つまり、共同で表象される希望というのはそういう選択のリスクをいつも持つものである。必ずしも幸福を約束するわけではない。これは、当然のことだと思います。

(11)「望ましい事態についての未来の表象である希望は、望ましくない事態についての未来の予期（予見）であるリスクと関連づけて、研究することができる。また、希望が過去の表象である記憶とともに、『現在に属している』ことを、社会の研究において位置づけなければならない。このことは、社会を『事実』のみならず人々の『表象』を含めて理解し、研究の対象とすることであり、社会の変化・変革の可能性（“noch nicht”、“not yet”）として“まだない”という形で現在“ある”もの、というのが希望の位置づけですが）こういうものとして社会の実証研究において位置づけることである。」

「希望は、『個人』の希望から、はじまる。個人の希望は、個人についてのつまり自分自身についての未来の表象と社会についての未来の表象を含んでいる。その両者を、その関連を含めて分析し、そこから社会の構造や社会の共同表象との関わりを追跡することによって、個人の希望は、社会の研究の中に、居場所をみいだすことができる。」

以上です。ありがとうございました。